

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価について

令和6年3月
山 口 県

このことについて、令和6年3月15日の適用基準日において新労務単価を適用します。

単価表については、

> 技術管理課ホームページ

>> 歩掛・資材単価等の積算基準

>>> 1. 公共工事設計労務・資材単価表

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23452.html>)

を参照してください。

なお、令和6年3月1日以降に契約を行う「工事」及び「業務委託」のうち、令和6年3月14日以前に入札公告、入札参加資格審査結果（適合・非適合）通知、又は指名通知を行うものについては、単価の運用に係る特例措置の対象となりますのでお知らせを参照してください。

資材単価等については令和6年3月1日の適用基準日から変更ありません。

（令和6年3月15日適用基準日は労務費のみ変更しています。）